

平成23年4月12日

報道関係者 各位

「社労士会労働紛争解決センター香川」運営スタート！

～ 平成23年4月11日(月)法務大臣の認証取得 ～

香川県弁護士会の協力を得て運営する「社労士会労働紛争解決センター香川」は、ADR法に基づく法務大臣認証を取得し、あっせん申立て受付を開始しました。

「社労士会労働紛争解決センター」では、解雇、賃金不払い、労働条件の引き下げなど、香川県内の事業所で発生するさまざまな個別労働関係紛争について労働者または事業主からの依頼を受けて、迅速で低廉なあっせん手続きによる解決を推進します。

また、同「解決センター」では、土曜日、平日の夜（毎週水曜日）にもあっせん手続きを実施するなど、勤務のため平日昼間に時間をとりにくい労働者、事業主が利用しやすいように配慮しています。

**センターの運営・意義・あっせん手続きの流れ等
詳しい内容について下記の通り記者会見を行います。**

<記>

★日時： 平成23年4月19日（火） 午前11時00分～11時30分

★場所： リーガホテルゼスト高松 「パールの間」
〒760-0025 高松市古新町9-1 電話：(087) 825-0505

★出席： 香川県弁護士会会長 関谷 利裕 氏
香川県社会保険労務士会会長 大谷 義雄

【問い合わせ先】

香川県社会保険労務士会

〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エアビル4F

TEL (087) 862-1040 FAX (087) 862-6733

ホームページアドレス <http://www.kagawa-sr.jp/>

電子メールアドレス kagawa-sr@mrh.biglobe.ne.jp

【 広報担当：塩田、 ADR担当：草薙 】